案 件 概 要

資料1

| | 共 | ij |
|------|---------------------------------------------------|----|
| 件名 | 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 大会報告書作成及び大会記録映像制作業務委託 | |
| 契約主体 | 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 | |
| 調達方式 | 随意契約 | |
| | | |

内 容

〇概要

大会報告書は、デフリンピック規約(DG.20)において作成が義務付けられている。また、大会運営の軌跡を記録し、大会関係者へ報告するとともに、大会を通じて得た経験等をレガシーとして後世に継承するために作成するものである。

大会記録映像は、本大会の成功の様子をウェブサイトやSNS等様々な発信手段で活用できる「映像」として記録に残すことにより、あらゆる機会を捉えて国内・国外へ発信し、東京のプレゼンスの向上につなげるために制作するものである。ついては、大会報告書及び大会記録映像に関する業務を委託する。

〇契約期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月25日まで

〇主な業務内容

- 1 業務の進行管理
 - (業務実施体制の構築、業務工程表の作成)
- 2 写真及び動画の撮影
 - (指定する全項目(空港、競技会場、開閉会式等)の撮影)
- 3 大会報告書の作成
 - 大会準備の取組を網羅的にまとめた詳細版及び詳細版の内容を 抜粋した概要版の作成
 - (デザイン作成、レイアウト編集、翻訳、校正、印刷製本)
- 4 大会記録映像の制作
 - (長編、短編、閉会式放映用映像の構成の提案、編集)

調達方式が競争入札以外の場合の理由

総合評価方式による入札を行ったが、入札価格のうち予定価格の範囲内の応札者がいなかった。そのため、「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団契約事務要綱」の第15条及び第18条を適用し、再入札を経て、採用候補者と随意契約を締結するものである。

(再入札)

第15条 開札した場合において、入札価格のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設定した場合はその額を上回る価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(入札後の随意契約)

第18条 入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約により契約を締結することができる。

契約締結前付議理由

付議基準

入札・契約手続き等確認結果

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部大会統括部運営統括グループ

契約・調達案件 個別確認表 (契約締結前)

案件名

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 大会報告書作成及び大会記録映像制作業務委託

調達方式

随意契約

| | 確認の視点 | | 備考 |
|-----------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 落札信 | 落札価格及び契約締結の適正性 | | |
| | 指名業者数が適切であること | ●大会運営組織の指名業者選定基準等に基づき、契約区分及び予定価格に応じた適切な数の 業者を指名していることを確認した。 | |
| | 業者選定理由が適切であること | ●東京都の「指名停止等一覧」などに基づき、不適格事業者でないことを確認した。●履行実績等を踏まえ、業者を選定した理由が適切なものであることを確認した。●業者の選定にあたり、利益相反の立場にある者が意思決定過程に関与していないことを確認した。 | |
| | 落札価格が予定価格を超過していないこと | ●落札価格が予定価格を超過していないことを確認した。 | |
| 契約手続きの適正性 | | | |
| | 随意契約であるが、入札手続 き等が適正であること | ●調達方式が妥当な方法であることを確認した。●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。●仕様書を確認し、仕様上の問題がなかったことを確認した。 | |